

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

共同社員旅行の費用

Q：今年から、グループ法人共同で社員旅行を実施することにしました。

旅行費用は、どのように負担するのが、合理的でしょうか。

A：参加人数を基本として、補正要素があればそれを考慮した負担割合とするのが合理的です。

【解説】

親会社、子会社、関連会社等企業グループとして事業を行っている場合には、各社ごとでなく、グループ全体で旅行等厚生事業を行うこともよく見受けられますが、各会社がいくらずつ費用を負担するかが問題になります。

一般的には、参加者の人数に応じて各会社の負担金を決めることが多いと思います。この場合には、寄付金と認定されることはないでしょうが、例えば、売上高等旅行とは直接関係ない要素を基準にして負担割合を決める場合や、持回りで負担する場合には、寄付金課税の問題が生じますので注意してください。

また、参加人数を基準に負担割合を決定する場合でも、数社を兼務している者がいる場合には、その者をどの会社に所属させてカウントするのかといった問題が生じますが、状況を見て合理的と考えられる方法を採用し、その計算根拠を残しておけばよいでしょう。

